

## 佐世保市成年後見制度利用支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用を促進し、認知症、知的障がい又は精神障がいにより判断能力が十分でない者（以下「要支援者」という。）の権利擁護を図ることを目的として、要支援者の成年後見制度の利用を援助するため実施する成年後見制度利用支援事業（以下「支援事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (支援事業の内容)

第2条 支援事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、市長が行う成年後見、保佐又は補助の開始審判の請求（以下「審判請求」という。）
- (2) 前号の規定により市長が審判請求を行う際に予納すべき費用（以下「審判費用」という。）の負担
- (3) 第1号に規定する市長が行う審判請求に基づき選任された成年後見人、保佐人又は補助人及びその監督人（以下「成年後見人等」という。）の報酬の全部又は一部に対する助成金の交付
- (4) 市長以外の者が行う審判請求に係る費用及び当該審判請求により選任された成年後見人等の報酬の全部又は一部に対する助成金の交付  
(市長による審判請求の対象者)

第3条 市長は、佐世保市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市に住所等を記録されている要支援者であって、他の市町村長による審判請求が行われる見込みがないものについて、当該要支援者を保護するため特に必要と認めるときは、当該要支援者に係る審判請求を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により審判請求を行うに当たっては、次に掲げる要件に基づき、総合的に判断するものとする。

- (1) 事理を弁識する能力が、民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条又は第15条第1項に定める状態にあると認められること。

- (2) 介護保険サービスその他市又は関係機関が行う各種施策の活用による要支援者に対する支援のため必要と認められること。
- (3) 要支援者の生活状況及び健康状態等により、成年後見、保佐又は補助が必要と認められること。
- (4) 要支援者に配偶者若しくは2親等内の親族がおらず、若しくは音信不通であり、これらの親族に虐待の事実があり、又はこれらの親族が当該要支援者の支援を拒否している等の事情により、親族による審判請求が行われる見込みがないこと。ただし、要支援者の3親等又は4親等の親族であって、審判請求を行う者の存在が明らかである場合は、この限りでない。

(審判請求の要請)

第4条 次に掲げる者は、要支援者について、市長に審判請求の実施を要請することができる。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）で定める社会福祉事業に従事する職員
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護保険サービス事業に従事する職員
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に定める障害福祉サービス事業に従事する職員
- (4) 医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院又は診療所の職員
- (5) 地域保健法（昭和22年法律第101号）に定める保健所の職員
- (6) 民生委員
- (7) その他要支援者の日常生活のために有益な援助をしている者

2 審判請求の実施を要請する者（以下「要請者」という。）は、市長による法定後見・保佐・補助開始申立の要請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、添付書類について市長がその必要がないと認めたときは、省略することができる。

- (1) 要支援者の診断書（家庭裁判所所定の様式によるもの）
- (2) 親族関係図（要支援者の配偶者及び2親等内の親族の氏名、住所、生年月日及び電話番号を記したもの）
- (3) 財産目録（要支援者の現金、預貯金、不動産、負債等を記したもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(審判請求の決定)

第5条 市長は、前条第2項に規定する要請書が提出されたときは、審判請求の実施の可否を決定し、市長による法定後見・保佐・補助開始申立（決定・却下）通知書（様式第2号）により、要請者に通知するものとする。

（審判請求の手續）

第6条 審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等の手續は、要支援者に係る審判請求を管轄する家庭裁判所の定めるところによる。

（審判費用の負担）

第7条 市は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定に基づき、審判費用の全部又は一部を負担する。

（審判費用の求償）

第8条 市長は、審判費用に関し要支援者又は要支援者の関係人が負担すべき特別の事情があると判断した場合、市が負担した審判費用の求償権を得るため、家事事件手続法第28条第2項の命令に関する職権発動を促す申立を家庭裁判所に対し行うものとする。

（審判費用の助成等）

第9条 市長は、第3条第2項各号（第4号を除く。）のいずれにも該当する要支援者に係る審判請求を市長以外の者が行う場合において、当該審判請求を行う者（以下「申立人」という。）が次の各号のいずれにも該当し、かつ、他にその費用の負担を求めることができないときは、その申請により、当該審判費用の全部又は一部について助成金（以下「審判費用助成金」という。）を交付することができる。

(1) 佐世保市内に居住し、かつ、住民基本台帳法の規定により本市に住所等を記録されている者であること。

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

イ 生活保護受給者又はこれに準ずる程度に困窮している者であること。

ロ 市民税が課税されていない者であつて、申立人の資産（現金、預貯金及び換金が容易な資産）から審判費用を控除した残資産が50万円以下となり、かつ、その他日常生活に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。

（審判費用助成金の額）

第10条 審判費用助成金の額は、審判費用の実費相当分とする。ただし、診断書作成手数料については6,000円を、鑑定費用については50,000

0円を上限とする。

(審判費用助成金の申請)

第11条 審判費用助成金を受けようとする者は、成年後見、保佐又は補助の開始の審判が確定した日から90日以内に、成年後見等開始審判費用助成金交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 審判書謄本の写し
- (2) 審判が確定したことの分かる書類
- (3) 審判申立てに要した費用が分かる書類(領収書等)
- (4) 生活保護を受給していることを証する書類(生活保護受給者のみ)
- (5) 申請時における預貯金通帳等の資産を証明する書類(生活保護受給者を除く。)
- (6) 市民税が課税されていないことを証明する書類(生活保護受給者を除く。)

(審判費用助成金の交付決定)

第12条 市長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、その内容を審査のうえ、助成の可否を決定し、成年後見等開始審判費用助成金交付決定(却下)通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(後見人等報酬の助成等)

第13条 市長は、成年後見、保佐又は補助の開始の審判を受けた者(以下「成年被後見人等」という。)が、次の各号のいずれにも該当するときは、成年被後見人等の報酬について、当該成年被後見人等に対し助成金(以下「報酬助成金」という。)を交付することができる。

- (1) 成年被後見人等の報酬について、家庭裁判所で当該成年被後見人等の財産の中から付与する審判(以下「報酬付与の審判」という。)を受けていること。
- (2) 生活保護受給者若しくはこれに準ずる程度に困窮している者又は市民税が課税されていない者であって、成年被後見人等の資産(現金、預貯金及び換金が容易な資産)から成年被後見人等の報酬(年間所要額)を控除した残資産が50万円以下となり、かつ、その他日常生活に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。なお、残資産確認の基準日は、裁判所へ提出される事務報告書の報告期間末日とする。

- (3) 成年後見人等が、当該成年被後見人等の4親等内の親族でないこと。
- (4) 成年後見人等の報酬について、他の市町村その他の公的機関による助成を受けていないこと。

(報酬助成金の額)

第14条 報酬助成金の額は、報酬付与の審判において家庭裁判所が決定した期間の成年後見人等の報酬額とする。ただし、特別養護老人ホーム等の施設に入所している成年被後見人等については月額18,000円、その他の成年被後見人等については月額28,000円を上限とする。

なお、報酬付与の審判において家庭裁判所が決定した期間や入所の状況が月の途中で変わる場合は、月の上限額を日割りで算定する。ただし、成年被後見人等が死亡した場合、家庭裁判所が決定した報酬額から成年被後見人等の遺留資産を充当した金額を差し引いた金額に限り、助成上限額内で助成するものとする。

(報酬助成金の申請)

第15条 報酬助成金の交付を受けようとする者は、報酬付与の審判決定の日の翌日から起算して90日以内に、成年後見人等報酬費用助成金交付申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 家庭裁判所が発行する成年後見人等に対する報酬付与の審判書謄本の写し
- (2) 家庭裁判所に提出した後見等事務報告書の写し

(報酬助成金の交付決定)

第16条 市長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、その内容を審査のうえ助成の可否を決定し、成年後見人等報酬費用助成金交付決定(却下)通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求及び支払)

第17条 審判費用助成金又は報酬助成金(以下「助成金」という。)の交付決定を受けた者は、当該交付決定に係る助成金の交付を受けようとするときは、成年後見制度利用支援事業助成金請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。この場合において、報酬助成金は、特にやむを得ないと認められる場合を除き、成年被後見人等に対し交付するものとする。

(状況報告)

第18条 市長は、報酬助成金の交付に係る成年後見人等に対し、必要に応じて後見等の活動内容について報告させることができる。

2 報酬助成金の交付に係る成年後見人等は、成年被後見人等の資産状況又は生活状況に変更があった場合は、速やかに市長に報告しなければならない。  
(助成の中止等)

第19条 市長は、助成金の交付決定を受けた者について、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容を変更することができる。

- (1) 成年被後見人等が、資産状況等の変化により第13条各号に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により助成金を受給したとき。
- (3) 次のいずれかに該当すると認められるとき。

イ 交付決定に係る申立人、成年被後見人等又は成年後見人等（以下この号において「助成対象者」という。）が佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 助成対象者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 助成対象者が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 助成対象者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (4) その他の事情の変更により特別の必要が生じたとき。

(助成金の返還)

第20条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、特段の事情が認められる場合を除き、交付済みの助成金のうち当該取消しに係る部分について、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、支援事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 第9条の規定は、この要綱の施行後に行われる審判請求に係る審判費用について適用する。

(経過措置)

- 3 第13条の規定は、平成30年4月1日以後の期間に係る成年後見人等の職務に対する報酬のうち、この要綱の施行の日以後に行われる報酬付与の審判に係るものについて適用し、同日前に行われる報酬付与の審判に係る報酬については、なお従前の例による。

(佐世保市成年後見制度申立事業実施要綱の廃止)

- 4 佐世保市成年後見制度申立事業実施要綱（平成16年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。